

# 本 書 を 利 用 さ れ る 方 へ

## 1 調査、集計の方法

この調査は、「富山県人口移動調査要綱」(P80)に基づき調査しており、令和6年10月1日現在における性別・年齢別・市町村別人口の状況と、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの1年間の人口動態をとりまとめている。

集計方法は、令和2年10月1日実施の国勢調査確報値による人口及び世帯数に、住民基本台帳法に基づき県内市町村に届出のあった出生・死亡・転入・転出者数を加減して算出している。

## 2 転入・転出者数について

県内における市町村間の転入・転出については、市町村間で届け出の関係上、時間的なずれが生じ、年間の転入者数と転出者数は一致しないことがある。よって、この調査では県内転出者については、転入先の市町村に転入の報告があった時点で転出先の市町村で転出があったものとして処理している。

ただし、県外の転入・転出者は、届け出の時点で転入・転出があったものとして処理している。

## 3 年齢別推計人口について

年齢は、令和6年10月1日午前0時現在の満年齢で計算した。

なお、国勢調査では、住民基本台帳への登録の有無にかかわりなく「常住者」を調査対象としているため、住民基本台帳による転出の手続きをとらずに、他市町村に居住していたためなど、国勢調査で把握されなかつた者が、国勢調査後に転出または死亡により住民基本台帳より消除された場合、その転出と死亡の合計数が国勢調査によって把握された同年齢の人口よりも多くなると、「-」(マイナス)表示となることがある。

## 4 用語の説明

(1)自然動態 ……出生・死亡による人口の変化をみたもの

出生者 ……出生届により住民票の記載をした者

死亡者 ……死亡届又は失踪宣告により住民票を消除した者

(2)社会動態 ……転入・転出による人口の変化をみたもの

転入者 ……転入届により住民票の記載をした者、転出を取り消した者及び  
転入届がないために住民票の職権記載を行った者

転出者 ……転出届により住民票を消除した者及び転出届がないため住民票  
の職権消除を行った者

### (3) 移動者について

県内移動者……………県内市町村間の転入・転出をいう。

県外移動者……………県外及び国外から県内市町村への転入者並びに県内市町村から  
県外及び国外への転出者をいう。従前の住所地不明につき職権記  
載を行った者及び転出を取り消した者並びに転出先不明につき職  
権消除を行った者を含む。

### (4) 年齢構造指数

$$\text{従属人口指数} = \frac{(15 \text{ 歳未満人口} + 65 \text{ 歳以上人口})}{15\sim64 \text{ 歳人口}} \times 100$$

$$\text{年少人口指数} = \frac{15 \text{ 歳未満人口}}{15\sim64 \text{ 歳人口}} \times 100$$

$$\text{老年人口指数} = \frac{65 \text{ 歳以上人口}}{15\sim64 \text{ 歳人口}} \times 100$$

$$\text{老年化指数} = \frac{65 \text{ 歳以上人口}}{15 \text{ 歳未満人口}} \times 100$$

※上記人口は、年齢不詳を含まない。

## 5 その他

- (1) 単位未満の数値を四捨五入している関係で、個々の数字の合計が必ずしも総数と一致しない。
- (2) 移動月は、市町村に届出があった月とした。
- (3) 表中の△印は減少を示す。
- (4) 平成 24 年より、年齢3区分別人口の構成比については分母から年齢不詳を除いて算出している。